

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（「とっとり横断ロングトレイル」ガイドマップ制作業務プロポーザル審査会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（「とっとり横断ロングトレイル」ガイドマップ制作業務プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審査する事項）

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定により設置し、「とっとり横断ロングトレイル」ガイドマップ制作業務に係る受託者の選定に関する事項を審議するものとする。

（組織）

第3条 審査会の委員は、5名以内で組織する。

（委員）

第4条 委員はその審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

（会長）

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（審査）

第6条 審査会は、審査会の庶務を行う所属の長が議事の内容に応じて招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（審査基準）

第7条 審査は、「とっとり横断ロングトレイル」ガイドマップ制作業務に係るプロポーザル実施要領5及び6の規定に基づき実施する。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課において行う。

附則 この要綱は、令和元年12月11日から施行する。